

霧島市条例第 5 号  
令和 2 年 3 月 3 0 日

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

### 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（平成28年霧島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「以外の」の次に「本市の」を加え、同条 3 号中「平成 28 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に、「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改め、「市民として」を削り、同条第 4 号中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に、「当該中山間地域の市民として現に」を「本市の」に、「本市に」を「当該中山間地域に」に改め、同条第 6 号を次のように改める。

(6) 賃貸住宅 賃貸借契約等を締結し、自己の居住の用に供する住宅(規則で定める公営住宅等(公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第 2 号に規定する公営住宅及び市営単独住宅等をいう。)を含む。)をいう。ただし、給与住宅(企業などが給与の一部として与える社宅や寮等をいう。)及び賃借している者と 2 親等以内の関係にある親族が所有する住宅を除く。

第 3 条を次のように改める。

(補助対象者)

第 3 条 この条例により補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、転入定住者又は転居定住者の世帯責任者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 5 条の規定により補助金の交付を申請する日において 60 歳未満であること。
- (2) 居住地の自治会に加入し、かつ、自治会活動及び地区自治公民館活動に参加すること。
- (3) 配偶者がいるときは、配偶者も移住定住すること。
- (4) 納付義務を負う市区町村民税に現に滞納がないこと。
- (5) 補助対象者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が霧島市暴力団排除条例(平成 25 年霧島市条例第 5 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 規則で定める国庫補助金等の交付を受けていないこと。

第4条の見出し中「種類」の次に「、交付要件」を加え、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に、「の交付要件及び」を「に係る」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項各号に掲げる補助金の交付に係る要件は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 住宅取得補助金 補助対象者が、自己が居住する目的で、基準日以後に中山間地域に住宅を新築(建築日から1年以内の建売住宅の購入を含む。以下同じ。)し、又は市内の中古住宅(建築日から1年を超える建売住宅を含む。以下同じ。)を購入すること。
- (2) 住宅増改築補助金 補助対象者が、自己が居住する目的で、基準日以後に中古住宅を増改築すること。
- (3) 家賃補助金 補助対象者が、基準日以後に中山間地域に所在する賃貸住宅に入居すること。

3 次条の規定により住宅取得補助金(中山間地域において住宅を新築し、又は中山間地域において中古住宅を購入する場合に限る。)又は住宅増改築補助金(中山間地域における中古住宅を増改築する場合に限る。)の交付を申請する補助対象者(転入定住者に限る。)が、補助金の交付を申請する日において次のいずれかに該当するときは、若年・子育て加算金として30万円をこれに加算して交付する。

- (1) 40歳未満の既婚者であり、配偶者と同居しているとき。
- (2) 住民基本台帳の同一世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、これを扶養しているとき。

第6条中「それぞれ」を削り、同条第1号中「第3条第1号及び第2号」を「第3条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金は、規則で定めるところにより複数回に分けて交付することができるものとする。

第7条を次のように改める。

(補助金の交付に係る制限等)

第7条 住宅取得補助金及び住宅増改築補助金は、次に掲げる場合に限り、重複して交付することができる。

- (1) 一の中古住宅に係る住宅取得補助金の交付を受けた者が、当該中古住宅について住宅増改築補助金の交付を受けるとき。
- (2) 家賃補助金の交付を受けた者が、住宅取得補助金の交付を受けるとき。この場合においては、別表に規定する住宅取得補助金の補助金額から既に交付を受けた家賃補助金の額を控除して交付するものとする。

2 若年・子育て加算金の交付は、1回限りとする。

第8条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、当該転居先が中山間地域内にある場合はこの限りでない。

第9条第1項中「(次項において「報告等」という。)」を削り、同条第2項中「市長から」の次に「前項に規定する」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助金の種類		補助金額	補助金限度額
住宅取得補助金	新築の場合	50万円	
	中古住宅の取得の場合	取得に要した経費	中山間地域 30万円 市街地 10万円
住宅増改築補助金		中山間地域 増改築に要した経費の5分の4	20万円
		市街地 増改築に要した経費の5分の3	10万円
家賃補助金		月額賃料（店舗等併用の賃貸住宅の場合は、住居部分に係る賃料に限る。）の3分の2	1月当たり2万円を上限とし、支給開始月（賃貸借契約等の開始日の属する月とする。）に引き続く11か月分を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（平成28年霧島市条例第14号。以下「改正前の条例」という。）第3条及び別表に規定する要件を満たしている場合又は改正前の条例の規定により住宅取得補助金、住宅増改築補助金、扶養加算金又は家賃補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者（本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。次項において同じ。）で、この条例による改正後の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、次表転入期間の欄の区分に応じ対象期間の欄に規定する期間内に交付要件の欄に規定する要件に該当したのものについては、同条に規定する補助対象者とみなす。

転入期間	対象期間	交付要件
平成28年4月1日から平	令和2年4月1日から令和	(1) 自己が居住する目的

成 29 年 3 月 31 日まで	3 年 3 月 31 日まで	で、中山間地域に住宅を新築し、又は市内の中古住宅を購入すること。 (2) 自己が居住する目的で、中古住宅を増改築すること。
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで	
平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	

- 4 施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、改正後の条例第 3 条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、平成 31 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に前項の表交付要件の欄に規定する要件に該当したものについては、同条に規定する補助対象者とみなす。